

## Den-Den インターネット接続サービス利用規約

### 第1章 総則

【利用規約の適用】

第1条 日本電通株式会社（以下、「当社」といいます。）は、Den-DenISP インターネット接続サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、利用規約の遵守することを条件として契約を締結していたが、契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、利用規約に基づき Den-DenISP インターネット接続サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。
3 この利用規約に定めのない事項については、「NDUかりサービス利用規約」に準ずるものとします。

【利用規約の変更】

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。
2 利用規約の変更にあつては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

【用語の定義】

第3条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワーク ID	当社が契約者に対し付与する PPP ログイン名
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与する PPP パスワード

（サービスの提供地域および提供範囲）

第4条 本サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する場合は、その接続点までとします。
2 契約者は当社と相互接続する電気通信事業法による電気通信事業者がそれぞれ定める契約約款等の規定に基づいて、インターネット接続に関して契約することとなります。

### 第2章 契約

【契約の単位】

第5条 一つのの本サービスに対し、それぞれDen-DenISP インターネット接続サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するものとします。

2 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本規約とともにも拘束遵守するものとします。

【サービスの種類】

第6条 本サービスは基本サービスとオプションサービスからなり、その種類は別途定めるとおりとします。

【ID、パスワードおよびドメイン】

第7条 当社は、基本サービスの提供にあたりネットワーク ID とネットワークパスワード、および使用するドメインを定めます。

【権利の譲渡等の制限】

第8条 契約者は、本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡もしくは貸与し、または第三者に利用させることはできません。

【利用期間】

第9条 契約者の利用期間は、第11条に定める利用開始日から以下に定める期間とします。

ただし、利用期間内に解約された場合はサービスごと以下に違約金がかかります。

サービス名	自動延伸	解約違約金
Den-DenISP ファミリーコース/マンションコース	24ヶ月	10,000 円（税込）

### 第3章 申込および承諾

【契約申込の方法】

第10条 本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。
3 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。
4 利用申請書その他当社に提出いただいた資料に、個人情報を取扱う場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。
5 契約者は、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
6 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

【契約申込の承諾】

第11条 当社が、基本サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。基本サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。
2 当社が、オプションサービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を当社が別途定める方法により契約者に通知します。オプションサービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。オプションサービスの利用は、基本サービスの利用を前提とします。
3 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受理してから開始とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。
4 当社が、次の場合、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。
（1）本サービスの提供が技術上難しく困難なとき。
（2）本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを怠り、または怠るおそれがあるとき。
（3）本サービスの申込をした者が第20条（提供停止）第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
（4）本サービスの申込をした者が過去において第20条（提供停止）第1項各号に該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
（5）申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
（6）本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
（7）申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。
（8）前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。
5 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

### 第4章 契約事項の変更

【契約事項の変更】

第12条 契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。
2 当社は、前項の請求を承諾しない場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。
3 当社は、第1項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

【契約者の名称等の変更】

第13条 契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るとします。なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出があった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。
（1）氏名または名称
（2）住所または居所
（3）連絡先電話番号、電子メールアドレス
（4）当社に届け出た請求書送付先、口座振替口座に関する事項

【契約者の地位の承継】

第14条 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社へ通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後30日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対し負っている一切の債務を承継するものとします。

### 第5章 契約者の義務

【ID、パスワードの管理】

第15条 契約者は本サービスに提供される ID およびパスワードを厳重に管理するものとします。これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えるなどのないよう十分な配慮を講ずるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
2 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。
3 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じる料金について、一切の責任を負わないものとします。

【技術基準の維持】

第16条 契約者は、第43条に定める技術的条件を遵守するものとします。

【電子メールの受信】

第17条 契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出した連絡先電子メールアドレスに確実に到達しようと、当社から依頼のあった場合

には、それに対して適確な応答をおこなうとします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービスの情報を電子メールで送信する場合があります。

【禁止行為】

第18条 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
（1）法令に違反する、またはおそれおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
（2）当社あるいは第三者を差別しもしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはおそれおそれのある行為。
（3）個人情報その他第三者に関する情報を第三者への他不正手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
（4）個人情報等を本人の同意なく第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
（5）当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはおそれおそれのある行為。
（6）当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはおそれおそれのある行為。
（7）犯罪行為、犯罪行為をそそのかす・容易にさせる行為、またはおそれおそれのある行為。
（8）虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
（9）公職選挙法に違反する行為、またはおそれおそれのある行為。
（10）無関係領頭（「なすみ頭」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
（11）わいせつ、児童有害、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
（12）風俗営業等の規制及び適正化に関する法律（以下、「風俗適正化法」といいます。）が規定する映像送信型風俗特種営業、あるいはそれに類似する行為。
（13）インターネット異性交友事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、「出会い系サイト規制法」といいます。）が規定するインターネット異性交友事業、あるいはそれに類似する行為。
（14）当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはおそれおそれのある行為。
（15）当社の適正に本サービスの提供を行う行為、あるいはそれに類似する行為、またはおそれおそれのある行為。
（16）当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える行為のあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用する行為、およびこれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
（17）無断で第三者に広告、宣伝し（は勧誘の電子メール（特定電子メールを含む）がそれと限定されない）を送信する行為、または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール）、迷惑メールを送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
（18）コンピュータウイルス等他人の権利を妨害するあるいはおそれおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用する行為、第三者に提供する行為、またはおそれおそれのある行為。
（19）第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル02等の高価な通話回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータプログラムを配布する行為。
（20）本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざん、または消去する行為。
（21）他人の ID を不正に使用し、あるいはそれに類似する行為。
（22）ひつこの ID およびパスワードを重複して同時にログインする行為。
（23）その他、他人の法的権利を侵害し、り、公序良俗に反する方法あるいは悪意において本サービスを利用する行為。
2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。
3 第1項第12号および13号については、風俗適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適切な事業運営であると当社が判断した場合は、第20条（提供停止）に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。
4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして判断した場合、当社は、第20条（提供停止）に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に對しての苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

### 第6章 利用の制限、提供停止、提供中止および本サービスの廃止

【利用の制限】

第19条 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生のおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。
2 当社は、通信帯域（上りおよび下り方向）を監視装置において収容装置の通信帯域の有無を常時監視しており、通信混雑の発生および緩和を検知すると、通信量がお客様の通信に対して帯域制御や制御解除なども実施します。帯域制御や制御解除の実施に対する事前通知（通知）は行いません。

【提供停止】

第20条 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるとします。

（1）利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
（2）第2項に定める契約者の義務に違反した場合。
（3）当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の破壊を含む）がそれに限定されないおそれがあるとき。
（4）特定電気通信サービス提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
（5）料金集約代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い方法が使用することができなくなったとき。
（6）その他、当社が適切と判断する行為をしたとき。
2 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部の提供を停止することができるとします。
（1）利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
（2）第2項に定める契約者の義務に違反した場合。
（3）第一項に多数の電子メールを送信する場合において、直接または間接に当社の通信設備の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合または第三者の運用するコンピュータ等に支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずる場合があります。
（4）「フレッツ」接続サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスのあるサーバを設置するなどたり、ファル転送のコンピュータ・プログラムを常時起動して使用するなどで、「フレッツ」サービスで提供しえる通信帯域を当該契約者がだて一定割合以上占有してしまいうた大な通信量を継続的に発生させ、他の契約者の通信に著しく支障が生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずる場合があります。
（5）当社のネームサーバ（DNS）に対し、コンピュータまたは通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ（query）を送信し、当社のネームサーバ（DNS）に負荷や支障を与え、ネームサーバの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ（query）に応答しない措置を当社のネームサーバ（DNS）に講ずる場合があります。
3 当社は、契約者の登録した情報または契約者の管理する情報等が、当社が定める所定の基準を超えた場合または18条（禁止行為）各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、事前の通知なく、現に提供していた情報を削除し、またその情報の転送もしくは配信を停止することがあります。
4 当社は、前項に基づき情報等の削除または転送もしくは配信の停止し、いかなる責任を負いません。

【提供中止】

第21条 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるとします。

（1）当社の通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
（2）当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
（3）第19条（利用の制限）に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

【本サービスの廃止】

第22条 当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。
2 本サービスを廃止する場合には、6ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。
2 サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

### 第7章 契約の解除

【初期契約解除】

第23条 契約者は、当社から発送される登録通知書到着後8日以内（同書記載の作成日から11日以内）であれば、当社所定の窓口へ通知することにより、第9条に定める解約違約金を含め契約を解除することができるものとします。

【契約者が行う利用契約の解除】

第24条 契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社へ通知するものとします。
2 前項の通知受領した日の属する曆月末日を解約日とします。ただし、前項の通知を受領した日から曆月末日までが5営業日未満であるときは、その次の曆月末日を解約日とします。

【当社が行う利用契約の解除】

第25条 当社は、次のいずれの事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。

（1）第20条（提供停止）の規定により本サービスの提供が停止された場合において、停止の日から10日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
（2）第20条（提供停止）の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
（3）第11条（契約申込の承諾）第4項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。

（4）契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社が定める期間内に届け出ない場合。
（5）当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき。

（6）第22条（本サービスの廃止）に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。

### 第8章 料金等

【料金の総則】

第26条 当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、別途定めるとおりとします。

【料金等の支払方法】

第27条 契約者は、前条（料金の額）に規定する料金を支払う義務を負います。
2 第26条、第4条第2項による契約に関して、当社が相互接続する電気通信事業法にいう電気通信事業者に対し、支払いを要しません。
3 当社が、第1条第4項の規定により、本サービスの利用の申込を承諾しなかった場合において、本サービスの申込をした者が、本サービス利用の申込をなした時分から本サービスへの利用の申込を承諾しない旨の通知を受領するまでの間に本サービスを利用した場合には、当社は当該サービスに対し、利用期間に応じ日割で計算した料金相当額を請求できるものとします。

【料金の設定】

第28条 利用契約が9ヶ月に定める最低利用期間を経過する前に解除されたときにおいても、契約者は、別途定める計算方法に従い計算された当該最低利用期間に相当する料金を支払う必要はありません。

【料金等の支払方法】

第29条 契約者は、料金の支払方法を申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細則条項は契約者と債権代行会社、金融機関等の契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該債権代行会社、金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものと、当社には一切の責任がないものとします。

【前増金】

第30条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を前増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。
第30条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を前増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

【返済利息】

第31条 契約者が、料金その他の債務（返済利息は除きます。）について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数において、年14.6％の前割で計算して得た額、前増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

【前増金等の支払方法】

第32条 第30条（前増金）および前条（返済利息）の支払いについては、当社が指定する方法により支払ふものとします。

【消費税】

第33条 契約者は当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に關する法令の規定により当該支払に係る消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

【端数処理】

第34条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

【債権譲渡の委託】

第35条 契約者は、本サービスの料金等の当社へへの債務の支払いを怠った場合に、当社が当該債権の回収業務を債権管理回収に関する特別措置法により法務大臣の許可を受けた債権回収代行会社へ委託すること、あらかじめ承諾するものとします。

【損害賠償】

【損害賠償の範囲】

第36条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、本サービスに対し、本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態において、**当社が知った時点で当該サービス、本サービスが全く利用できなくなったときに限り**、損害の賠償をします。

（6）その他、当社が適切と判断する行為をしたとき。
2 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部の提供を停止することができるとします。
（1）利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
（2）第2項に定める契約者の義務に違反した場合。
（3）当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障（設備やデータ等の破壊を含む）がそれに限定されないおそれがあるとき。
（4）特定電気通信サービス提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。
（5）料金集約代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い方法が使用することができなくなったとき。
（6）その他、当社が適切と判断する行為をしたとき。
2 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部の提供を停止することができるとします。
（1）利用契約上の債務の履行を怠ったとき。
（2）第2項に定める契約者の義務に違反した場合。
（3）第一項に多数の電子メールを送信する場合において、直接または間接に当社の通信設備の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合または第三者の運用するコンピュータ等に支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずる場合があります。
（4）「フレッツ」接続サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスのあるサーバを設置するなどたり、ファル転送のコンピュータ・プログラムを常時起動して使用するなどで、「フレッツ」サービスで提供しえる通信帯域を当該契約者がだて一定割合以上占有してしまいうた大な通信量を継続的に発生させ、他の契約者の通信に著しく支障が生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずる場合があります。
（5）当社のネームサーバ（DNS）に対し、コンピュータまたは通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ（query）を送信し、当社のネームサーバ（DNS）に負荷や支障を与え、ネームサーバの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ（query）に応答しない措置を当社のネームサーバ（DNS）に講ずる場合があります。
3 当社は、契約者の登録した情報または契約者の管理する情報等が、当社が定める所定の基準を超えた場合または18条（禁止行為）各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、事前の通知なく、現に提供していた情報を削除し、またその情報の転送もしくは配信を停止することがあります。
4 当社は、前項に基づき情報等の削除または転送もしくは配信の停止し、いかなる責任を負いません。

【責任】

第37条 契約者が本サービスの利用に起因して損害（情報等が破壊もしくは滅失した）による損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むおそれおそれない場合においても、当社は、その原因の如何に関わらず、前条（損害賠償の範囲）に規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。

### 第10章 総則

【当社の装置維持基準】

第38条 当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

【利用責任】

第39条 本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものと、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。
2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、または当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

【守秘義務】

第40条 当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報を「個人情報保護法」に基づき、利用、保管、管理するものとします。

【管轄裁判所】

第41条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専断的合意管轄裁判所とします。

【準拠法】

第42条 本契約の解釈、履行、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

【技術的条件】

第43条 本サービスにおける基本的な技術的事項は、別途定めるとおりとします。